

大津市特別支援教育就学奨励費給付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市立小学校若しくは中学校に就学する学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童若しくは生徒又は特別支援学級に就学する児童若しくは生徒（以下「特別支援教育対象者」という。）の保護者の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ、就学援助を行い、もって特別支援教育の振興を図ることを目的とする。

(給付対象者)

第2条 この要綱に基づく大津市特別支援教育就学奨励費（以下「奨励費」という。）の給付を受けることができる者は、特別支援教育対象者の保護者とする。

(奨励費の費目及び給付額等)

第3条 奨励費の費目及び給付額等は、別表に定めるとおりとする。ただし、給付額は、毎年度国が定める特別支援教育就学奨励費補助金補助単価を限度額とする。

(受給申請)

第4条 奨励費の給付を受けようとする者は、毎年度教育委員会が指定する期日までに、特別支援教育就学奨励費受給申請書（別記様式）に、次に掲げる書類のうち教育委員会が指定したものを添え、特別支援教育対象者が在籍する学校の校長（以下「学校長」という。）を経由して教育委員会に申請するものとする。

（1）課税証明書又は非課税証明書（市の保有する台帳等で所得の状況を確認できる場合で、教育委員会がその確認を行うことについて承諾しているときを除く。）

（2）その他教育委員会が必要と認める書類

(給付決定及び通知)

第5条 教育委員会は、前条の規定による申請があったときは、必要に応じた調査を行った上、給付の可否を決定し、その旨を学校長を経由して当該申請をした者に通知するものとする。

(支給方法等)

第6条 奨励費は、前条の規定により給付の決定を受けた者（以下「受給者」という。）からの実費額の報告に基づき学期ごとに給付するものとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、その都度給付するものとする。

(委任事項)

第7条 奨励費は、原則として受給者からの委任に基づき学校長が代理受領するものとする。

(個人別支給台帳の備付け)

第8条 学校長が奨励費を取り扱う場合は、当該学校長は当該取扱いに係る特別支援教育対象者について特別支援教育就学奨励費個人別支給台帳を備え付けるものとする。

2 学校長は、事業終了後速やかに前項に定める個人別支給台帳を教育委員会へ提出し、その確認を受けるものとする。

(報告事項)

第9条 受給者は、年度の途中において次の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに教育委員会へ報告するものとする。

（1）世帯の経済状況の好転等により受給の必要がなくなったとき。

(2) 本市の区域外に転出しようとするとき。

(給付決定の取消し等)

第10条 前条に定める報告を受けたとき、又は虚偽の申請により給付を受けていることが判明したときは、奨励費の給付の決定を取り消し、既に給付した奨励費の全額若しくは一部を返還させるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度教育委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

(志賀町の区域の編入に伴う経過措置)

2 志賀町の区域の編入の日(以下「編入日」という。)前に同町においてされた特殊教育就学奨励費給付制度に係る申請、決定、手続その他の行為は、この要綱の相当規定によってされたものとみなす。

3 編入日前に志賀町において給付の決定を受けた者に係る平成17年度分の学校給食費の給付については、この要綱の規定にかかわらず、志賀町の特殊教育就学奨励費給付制度の例による。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年3月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成19年10月1日から施行し、改正後の大津市特別支援教育就学奨励費給付要綱の規定は、同年4月1日から適用する。

2 この要綱の施行の日前に改正前の大津市特殊教育就学奨励費給付要綱の規定に基づきされた給付に係る手続は、改正後の大津市特別支援教育就学奨励費給付要綱の規定による手続とみなす。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２６年８月１日から施行し、改正後の大津市特別支援教育就学奨励費給付要綱の規定は、同年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和４年３月３１日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の際現にある改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表（第3条関係）

費目	範囲	給付の対象となる区分	給付額
学校給食費	学校給食法(昭和29年法律第160号)第11条第2項に定める学校給食費	第1区分及び第2区分	実費の2分の1の額
通学に要する交通費	特別支援教育対象者が最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合の交通費	第1区分及び第2区分	実費の全額
		第3区分	実費の2分の1の額
職場実習に要する交通費	中学校の教育課程に従い、学校長の管理のもとに学校外の事業所等において、特別支援教育対象者が現場実習に参加する場合の交通費	第1区分及び第2区分	実費の全額
		第3区分	実費の2分の1の額
交流及び共同学習に要する交通費	学校教育の一環として特別支援学校又は他の小・中学校の特別支援学級の児童生徒等と共に集団活動を行う場合に必要な経費	第1区分及び第2区分	実費の全額
		第3区分	実費の2分の1の額
修学旅行費	特別支援教育対象者が修学旅行(小学校又は中学校を通じてそれぞれ1回に限る。)に参加するため直接必要な交通費、宿泊費、見学科及び均一に負担すべきこととなるその他の経費	第1区分及び第2区分	実費の2分の1の額
校外活動等参加費	(1) 宿泊を伴わないもの 特別支援教育対象者が校外活動(学校外に教育の場を求めて行われる学校行事としての活動(修学旅行を除く。)をいう。以下同じ。)のうち、宿泊を伴わないものに参加するため直接必要な交通費及び見学科 (2) 宿泊を伴うもの 特別支援教育対象者が校外活動のうち、宿泊を伴うものに参加するため直接必要な交通費、宿泊費及び見学科	第1区分及び第2区分	実費の2分の1の額
学用品・通学用品購入費	(1) 特別支援教育対象者が通常必要とする学用品の購入費 次のア及びイの経費は、学用品・通学用品購入費の加算分として支給するものとする。 ア 体育実技用具費 イ 拡大教材費 (2) 特別支援教育対象者が通常必要とする通学用品の購入費	第1区分及び第2区分	実費の2分の1の額
新入学児童生徒学用品・通学用品購入費	特別支援教育対象者が小学校又は中学校に入学する際に、必要とする学用品及び通学用品の購入費	第1区分及び第2区分	実費の2分の1の額
オンライン学習通信費	I C T を通じた教育が、学校長若しくは教育委員会が正規の教材として指定するもの又は正規の授業で使用する教材と同等と認められるものにより提供される場合のオンライン学習に必要な通信費(モバイルルーター等の通信機器の購入又は	第1区分	実費の2分の1の額

	レンタルに係る費用を含む。)		
--	----------------	--	--

備考

- 1 この表中「第1区分」とは特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令（昭和29年政令第157号）第2条第1号に掲げる区分を、「第2区分」とは同条第2号に掲げる区分を、「第3区分」とは同条第3号に掲げる区分をいう。
- 2 次の各号のいずれかに該当する者に対して給付する奨励費の費目は、学用品・通学用品購入費（拡大教材費に限る。）、職場実習に要する交通費並びに交流及び共同学習に要する交通費に限るものとする。
 - （1）児童福祉法(昭和22年法律第164号)に定める児童福祉施設、指定療育機関等に入所又は入院している者の保護者であって、当該施設において就学に係る措置費又は療育の給付を受けているもの
 - （2）生活保護法（昭和25年法律第144号）第13条の教育扶助を受けている者
 - （3）大津市就学援助費給付要綱（昭和54年4月1日施行）に基づく就学援助を受けている者